規程番号　０１０１０１

定　款

シンバイオ製薬株式会社

定　款

第１章　総　則

第１条　（商号）
当会社は、シンバイオ製薬株式会社と称し、英文では SymBio Pharmaceuticals Limited と表示する。

第２条　（目的）
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１） 医薬品、医薬部外品、医療用の機器および器具の開発、製造、販売、輸出入ならびにこれらの受託業務

（２） 医薬品、医薬部外品、医療用の機器および器具の研究、開発に関するコンサルティング業務

（３） 前各号に付帯関連する一切の事業

第３条　（本店の所在地）
当会社は、本店を東京都港区に置く。

第４条　（機関）
当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１） 取締役会

（２） 監査等委員会

（３） 会計監査人

第５条　（公告方法）

１　当会社の公告方法は、電子公告により行う。

２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株　式

第６条　（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、２億３，５００万株とする。

第７条　（自己株式の取得）
当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第８条　（単元株式数）
当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

第９条　（単元未満株主の売渡請求）
当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

第１０条　（単元未満株主の権利制限）
当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１） 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２） 取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３） 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（４） 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

第１１条　（株主名簿管理人）

１　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第１２条　（株式取扱規程）
当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

第１３条　（招集）
当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第１４条　（定時株主総会の基準日）
当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする。

第１５条　（招集権者および議長）

１　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２　取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第１６条　（電子提供措置等）

１　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第１７条　（決議の方法）

１　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第１８条　（議決権の代理行使）

１　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

第４章 取締役および取締役会

第１９条　（取締役の員数）

１　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とする。

２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

第２０条　（取締役の選任）

１　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

２　当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第２１条　（取締役の解任）

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第２２条　（取締役の任期）

１　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　任期満了前に退任する監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第２３条　（代表取締役および役付取締役）

１　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第２４条　（取締役会の招集および議長）

１　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２　取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第２５条　（取締役会の招集通知）

１　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

第２６条　（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第２７条　（取締役会の決議方法）

１　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第２８条　（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第２９条　（報酬等）
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

第３０条　（取締役の責任免除）

１　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の責任につき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

２　当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、当該取締役の会社法第４２３条第１項の責任につき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金１００万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第５章 監査等委員会

第３１条　（常勤の監査等委員）
監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第３２条　（監査等委員会の招集通知）

１　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

第３３条　（監査等委員会の決議方法）
監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。

第３４条　（監査等委員会規程）
監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章 会計監査人

第３５条　（会計監査人の選任）
会計監査人は、株主総会において選任する。

第３６条　（会計監査人の任期）

１　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　会計監査人は、前項の定時株主総会において、別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第３７条　（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計　算

第３８条　（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までの１年とする。

第３９条　（剰余金の配当の基準日）

１　当会社の期末配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第４０条　（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

第４１条　（配当金の除斥期間）

１　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

２　未払いの配当財産には利息をつけない。

附　則

第１条　（制定・改廃）

本規程は平成１７年３月９日より施行する。

第２条　（監査役の責任免除）

当会社は、第１７期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の責任につき、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

改定	平成１８年　３月３１日	第１回
	平成１８年　６月１５日	第２回
	平成１８年１２月　１日	第３回
	平成２１年１２月２５日	第４回
	平成２３年　６月　２日	第５回
	平成２３年　６月３０日	第６回
	平成２６年　３月２７日	第７回
	平成２８年　３月３０日	第８回
	平成２８年１１月１１日	第９回
	平成３１年　３月２８日	第１０回
	２０１９年　７月　１日	第１１回
	２０２２年　３月２９日	第１２回
	２０２３年　３月２３日	第１３回
	２０２４年　３月２２日	第１４回
	２０２６年　３月２４日	第１５回